

平成29年度事業計画

第1 基本方針

福島県内の高齢化率は29.6%（平成29年1月1日現在、福島県発表）となり、生産年齢人口の減少、年少人口の大幅な減少を伴う少子高齢化が急激に進展している。

このような状況の中、県内経済の活力を維持していくためには、高齢者が健康で意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会」を実現することが重要であり、高齢者が社会を支える側となり活躍できるよう、高齢者への就業支援に一層努める必要がある。

一方、福島労働局発表によると、県内雇用失業情勢は、高水準の有効求人倍率が継続していることにより、人手不足が顕著となっている。

これらの情勢もあり、政府では、特に保育・介護分野での人材確保を、重点的に取り組む重要な課題であるとしている。

また、高齢者自身も、70歳を過ぎても体が続く限り働きたいと考えている者が多く、長年培った知識・経験を活かし、体力に見合った働き方を目指す等、就業意欲は高く、かつそのニーズは多様化している。

こうした社会情勢の変化や就業ニーズの多様化を踏まえ、当連合会は、平成29年度も「自主・自立、共働・共助」という基本理念のもと、この基本理念に賛同する高齢者が臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務にかかる就業の機会を得、その他の社会参加の機会をいつでも享受できるよう、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）を展開する。

このシルバー事業は、福島県内のシルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員拡大、就業機会の確保・拡大を図るとともに、地域社会の要請に応えつつ、センターと連携を密接にし、生涯現役社会の実現に寄与するよう、実施することが重要である。

また、保育・介護分野を含めた人手不足分野や現役世代を支える分野での就業を促進することにより、今までのシルバー事業で行っていた仕事に加え、新たな就業分野においても活躍できるよう、多様な就業ニーズに応えていくことも重要である。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力発電所の事故により北双広域センター及び南双広域センターが避難しており、事業を再開するための必要な支援に努める。

なお、就業上の会員の安全確保には一層の配慮をし、安全就業はシルバー事業における最重要事項として捉え、事故の根絶を図るとともに、シルバー人材センター適正就業ガイドラインを踏まえた適正就業履行の徹底に努める。

第2 事業目標

平成29年度の事業目標については、当連合会の「中・長期計画」を基本とし、全シ協の「100万人達成のロードマップ」「主要指標項目」及びセンターを取り巻く環境を反映して次の通りとする。

◎会員数	17,000人	(平成29年1月末現在	12,770人)	
◎粗入会率	2.53%	(平成29年1月1日現在	1.8%)	
◎就業延人員	117万人	(平成29年1月末現在	96.1万人)	
	(うち派遣事業	8.5万人	(平成29年1月末現在	6.8万人))
◎受注件数	7万件	(平成29年1月末現在	5.9万件)	
◎契約金額	56.0億円	(平成29年1月末現在	47.4億円)	

第3 事業実施計画

1 シルバー事業の機能強化

1) シルバー事業は、働くことを希望する高齢者に就業の機会を提供することが主な役割であり、加えて、高齢者の生き方の充実、地域社会の活性化などの重要な役割も担っている。

また、高齢者の就業ニーズが多様化していることから、この多様化を踏まえた就業機会の提供に配慮する必要がある。

このため、従来からの請負の職域を基本としつつ、サービス業等の人手不足分野や育児・介護等の現役世代を支える分野における就業機会の確保・拡大にも積極的に取り組むことにより、シルバー事業の機能強化に努めることとする。

2) 第2の平成29年度の事業目標を達成するため、会員拡大、就業機会の確保・拡大を重点的事業として事業を展開する。

3) シルバー事業の機能強化を図るため、各センターでも中長期計画を策定し、その確実な実行に努める。

2 安全・適正就業対策事業

安全管理の徹底はシルバー事業における最重要事項である。就業中及び途上における会員の安全確保に一層の配慮をし、事故の根絶を図る。

また、適正就業ガイドラインを踏まえた運営は、公益団体であるセンターの信頼性保持に欠くことのできないものであり、その周知と履行の徹底を図る。

このため、次を実施する。

- ① 安全・適正就業管理体制の整備
- ② 事故状況の把握と分析等事故防止措置のための事業
- ③ 安全・健康管理のための講習会等
- ④ 安全意識の普及啓発のための活動
- ⑤ 適正就業のための意識の高揚に係る事業
- ⑥ 安全・適正就業推進大会

- ⑦ 「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」の履行徹底
- ⑧ その他安全・適正就業のための推進活動

3 交流研修事業

役員、職員の資質向上等を図ることを目的として、次の会議・研修等を実施する。

- ① 理事長会議
- ② 理事長等役員・事務局長研修
- ③ 事務局長会議
- ④ 経理・業務別職員研修・会議
 - a. 経理担当国会議
 - b. 業務担当者研修
 - c. 労働者派遣事業業務担当国会議
 - d. 福祉・家事援助サービス担当国会議
- ⑤ 安全・適正就業研修
- ⑥ その他必要な会議・研修

4 会員拡大事業

会員拡大は、「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、働くことを希望する多くの高齢者に就業の場を提供するという、シルバー事業を推進する上で、就業機会確保・拡大とともに重要な事項である。

このため、地元市町村、事業主団体、ハローワーク等関係機関との連携を図りつつ、各地域の実情を踏まえつつ、次の取組みをする。

- ① チラシ、各種広報誌による地域社会へのシルバー事業の周知広報
- ② 会員1人1名入会運動、ロコミ、講習会開催時等による入会活動
- ③ 就業情報の提供による入会案内
- ④ 入会説明会の定期的開催と説明内容の充実
- ⑤ 早期に就業を希望する者への迅速な入会手続き
- ⑥ 会員への迅速な就業機会確保・提供と継続した就業相談
- ⑦ シルバー派遣事業の拡大及び高齢者活躍人材育成事業の活用による新規会員の確保
- ⑧ 福祉・家事援助サービス事業等、就業の場拡大に伴う女性会員の確保
- ⑨ 下記「5 就業機会確保・拡大事業」実施に伴う会員拡大
- ⑩ ボランティア等生きがい活動、自主事業の積極的導入
- ⑪ PDCAによる会員拡大事業の管理
- ⑫ その他入会促進・退会防止のための活動

5 就業機会確保・拡大事業

高齢になると、知識や経験、体力的な個人差が大きくなり、就業ニーズは多様化する。

このため、次による多様な就業機会を確保・拡大し、会員に提供し、併せて

会員拡大にも資する。

1) 公共機関及び民間事業所、家庭等における就業機会の確保

- ① 県・市町村との随意契約、指定管理者制度の活用
- ② センター役職員及び会員による1人1仕事開拓活動
- ③ 地域のニーズに応じた就業開拓
- ④ 既存発注先事業所等のシルバー事業活用満足度把握

2) 国の支援事業を活用した就業機会の確保

① 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

本事業は、高齢者による人手不足分野や現役世代を支える分野での就業を促進する事業に係る補助金制度であり、平成29年度は、特に保育・介護分野での就業を推進するため、この分野での仕事の開拓・提供等に取り組んでいるセンターに補助金が重点的に交付されることとなった。

これらを踏まえて、この事業を活用し、これらの分野での仕事の開拓・提供により、就業促進に努めるものとする。

② 地方就業機会創出・拡大事業

地域の地方自治体や商工団体等と連携して、地域企業の雇用問題の解決、地域企業の活性化及び地域社会の維持・発展等につながる新たな就業機会を創出するための事業を企画し、シルバー事業として継続可能な事業を立ち上げるのが、本事業の目的である。

県内においても、介護をはじめとする少子高齢化への対応、子育て支援や地域経済の活性化、環境問題等、多くの課題を抱えていることから、シルバー事業として、これらのニーズに対応し地域社会とともに立ち上げ、高齢者の新たな就業機会の拡大に努める。

③ 高齢者活躍人材育成事業

センターでの就業を希望する高齢者が人手不足分野や現役世代を支える分野での就業に必要な能力を身に付け、当該分野で円滑に就業できるよう、次を主な内容とする高齢者活躍人材育成事業を実施する。

- a. 企業ニーズと必要な技能講習等の把握
- b. 技能講習の計画・実施
- c. 受講者の就業実績管理

また、この事業においては、センターと連携を図りつつ、新規入会者の拡大も目指し、受講修了後は就業機会を確保し提供に努めることにより、受講修了者の就業促進を目指す。

④ 高齢者スキルアップ・就職促進事業の実施

高齢者が増加する中、働く意欲を持つ高齢者が、年齢にかかわらず生涯現役で働くことができる社会を実現することは、非常に重要なことであ

るとして、新たに国の事業として本事業が設けられた。

この事業では、55歳以上の高齢者が経験のない分野等で円滑に再就職できるよう、必要な能力を習得するための技能講習、就職先の開拓、就職が見込まれる分野の企業での職場体験、就職面接会、就職後のフォローアップ等による就職支援を一体的に実施することになる。

このため、この事業を受託し、県内生涯現役社会の実現に向け、技能講習のほか、雇用による就業機会の確保・提供等を計画的に実施することにより、高齢者の一層の就業機会拡大に努めることとする。

⑤ その他事業の活用

高齢者の就業に必要な施策については、センターと連携し、国・県へ当該施策への取り組みを要望する。

また、国・県において、高齢者への就業支援に係る事業が計画された場合は、受託に向け取り組む。

3) 従来からの事業充実による就業機会の確保

(1) 多様な就業ニーズに対応した就業機会の確保

① シルバー派遣事業

次の措置を講じ、シルバー派遣事業の拡大を図りつつ、指揮命令を受けて就業する雇用形態での就業を希望する高齢者に、就業の機会を確保し提供する。

- ア 本事業届出済で未取扱いセンター、及び未届出センターの解消
- イ 適正就業ガイドラインに留意した運用の徹底
- ウ 「臨時・短期、輕易」要件緩和による業務拡大の検討と活用
- エ 新たな就業機会の確保
- オ 派遣会員へのキャリアアップ措置
- カ 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の活用

② 有料職業紹介事業

次の措置を講じ、指揮命令を受けて就業する雇用形態での就業を希望する高齢者に、職業紹介により就業の機会を提供する。

- ア 本事業届出済で未取扱いセンター、及び未届出センターの解消
- イ 適正就業ガイドラインに留意した運用の徹底
- ウ 新たな就業機会の確保、特に短期間の就業に活用

(2) 成長分野での請負・委任業務による就業機会の確保

① 空き家管理対策事業

センターが地方自治体と連携し、空き家の管理業務を実施することは、高齢者の就業機会の確保と、良好な生活環境の保全及び安心できるまちづくりに寄与するものとなる。

また、この事業を実施することにより、新たな就業機会が確保される

ものであり、新規入会の動機付けともなることが期待される。

このため、業務取扱いに係る課題の把握、対応事例の情報収集・提供等も含めた、空き家管理業務に係る取組みを推進する。

② 福祉・家事援助サービス事業

少子高齢化が進展する中であって、センターが実施している生活支援サービスは、今後ますます増加するものと予測される。

しかし、サービスを提供する会員の高齢化、利用者から求められる質の高いサービス、介護・育児支援に係る地域ニーズ等、対応すべき諸課題もある。

このため、全シ協が作成する「福祉・家事援助サービスの手引」の配布、及び福祉・家事援助サービスに係る情報提供等に努め、各センターにおける同サービスでの就業機会拡大及び会員拡大、さらに会員の資質向上を図るための取組みを推進する

③ 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）

市町村が主体となって実施する、介護保険法に基づく新総合事業について、全シ協が作成した「介護予防・日常生活支援総合事業参入の手引き」を活用し参入する。

また、未参入のセンターにおいても、今後の参入機会を窺いながら、本事業受託団体となるよう支援する。

(3) 伝統的な請負業務への支援による就業機会の確保

① 植木剪定、襖・障子張り等技能者養成

技能者を養成し、就業できる会員の増加を図り、就業機会の確保・拡大に資する。

② 刈払機操作者養成

刈払機操作者を養成し、資格取得者の増加により、就業機会の確保・拡大に資する。

また、飛び石等の事故発生を未然防止するため、安全措置も徹底する。

(4) センター独自事業実施による就業機会の確保

センターの独自事業は、会員の働く機会を広げるために会員が独自の創意と工夫により企画し、各地で実施している。

この事業は、地域社会に貢献し、就業を通じて社会に参加し、生きがいや喜びにつながるものが多い。

また、センターのイメージを高めるなどの効果もある。

このため、さらなる独自事業実施を促進することにより、就業機会が確保されるよう、支援に努める。

6 普及啓発活動事業

高齢者に多様な形態による就業機会を確保・提供し、生きがいの創出、及び地域社会への様々な取組みがなされているが、さらに推進されるよう、次によりシルバー事業関係の情報収集と提供を行う。

- ① 全シ協が編集に関わる月刊誌等の配布
- ② 県民、会員及びマスコミ等への情報提供
 - ・ 就業開拓、会員増強のための広報用資料の作成、配布
 - ・ 普及啓発用ポスター等の作成、配布
- ③ 全国普及啓発月間の県内での取組み
 - ・ 10月15日のシルバーの日を中心とした月間活動の実施
- ④ 広報等による普及啓発の推進
- ⑤ ホームページの活用
 - ・ リニューアルしたホームページを活用した情報発信
 - ・ ホームページ未開設センターの開設促進
- ⑥ その他必要な情報収集と提供

7 調査研究事業

シルバー事業の改善、向上に資するために、次の事業を実施する。

- ① シルバー事業の実績に基づく資料の活用
- ② シルバー事業の好事例の収集と周知
- ③ シルバー事業に対する地域ニーズ調査の実施
- ④ 調査研究結果の関係機関への配布

8 指導相談事業

センターの事業運営が、自主、自立的な取り組みと効率的であることを基本に、公益的団体としてシルバー事業を円滑かつ適正・効果的に推進できるよう、次による指導・援助を行う。

- ① 全シ協、福島労働局、福島県及びその他の地方公共団体との連携による指導
- ② 県内ブロック協議会等での集団指導
- ③ 全シ協からの委託によるセンターに対する個別指導
- ④ 応接、電話等による個別指導
- ⑤ その他必要により税理士・弁護士等専門家の支援を得ての指導相談

9 シルバー人材センターの設置促進事業

センターが未設置である町村を解消し、県内すべての高年齢者の就業を通じての福祉の増進を図るため、センター設置・広域化・法人組織化への支援を行う。

第4 法人管理事業

1 法人運営及び会計財務の改善

事務事業を精査し、一層の経費節減に努め、法人運営の改善を図るとともに、20年度会計基準に基づく適正な会計財務処理に努める。

2 諸会議の開催

当連合会の維持運営及び事業運営の執行に関する必要な会議を、次のとおり開催する。

定時総会	年1回
定例理事会	年3回